

町有公用車の見積合せについて

次のとおり町有公用車売払いの見積合せを実施するので、地方自治法施行令第167条の6第1項及び南幌町財務規則第96条の規定により公告する。

令和6年9月27日

南幌町長 大崎 貞二

記

1 物件

- | | |
|----------------|--|
| (1) 車名 | ニッサン アベニール |
| (2) 登録番号 | 札幌46 ひ 1269 |
| (3) 車台番号 | VEW10-104003 |
| (4) 初年度登録 | 平成10年5月27日 |
| (5) 排気量 | 1.59L |
| (6) 燃料の種類 | ガソリン |
| (7) 乗車定員 | 2人 |
| (8) 型式 | T-VEW10 |
| (9) 車両重量 | 1,140kg |
| (10) 車両総重量 | 1,750kg |
| (11) 走行距離 | 154,426km (令和6年8月23日現在) |
| (12) 車検満了日 | 令和5年4月27日 |
| (13) 自賠責保険の満了日 | 令和5年5月13日午前12時 |
| (14) リサイクル券 | 有 6,730円
※自動車リサイクル料金の預託状況 |
| (15) 夏・冬タイヤ | 有 現有冬タイヤ装着済
(夏タイヤは令和2年、冬タイヤは平成24年に購入) |
| (16) 特記事項 | 左サイドガラスは規格外品を加工して取り付けているため車検が通らない旨、点検業者から言われている。 |

2 参加資格

- (1) 地方自治法第238条の3に規定されていない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく当町の入札制限を受けていない者

- (3) 市町村税に滞納のない者
- (4) 町長が適当と認めた者
- (5) 成年被後見人でない者
- (6) 未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のための同意を得ている者

3 物件の公開

- (1) 公開日 令和6年10月18日(金) 午前8時30分から午後5時00分
- (2) 公開場所 南幌町総合保安センター(北海道空知郡南幌町南14線西11番地)
- (3) 事前予約方法 令和6年10月17日(木)までに希望時間を連絡
連絡先:南幌町役場総務課財務係 011-398-7012

4 契約保証金

免除します。

5 見積合せの開札日及び場所

- (1) 開札日:令和6年10月25日(金) 午前10時00分
- (2) 場所:南幌町役場
- (3) 提出方法:持参又は郵送等により受付を行う。
- (4) 提出先:南幌町役場総務課財務係
- (5) 受付期間:令和6年10月18日(金)から令和6年10月24日(木)まで
- (6) 申請に必要な書類
 - ア 見積合せ参加申請書(様式1)
 - イ 見積書(様式4)※消費税相当額を除き、リサイクル料(6,730円)を含む金額
 - ウ 委任状(様式5)※委任する場合
 - エ 添付書類
 - ◆個人の場合
 - ①運転免許証の写しまたは本人の住所、氏名等を確認できるもの(顔写真があるもの)
 - ②誓約書(様式2、3)
 - ③納税を証明する書類
 - 住民登録が町内:納税確認同意書(様式7)
 - 住民登録が町外:市町村税に滞納のない旨の証明書※発行後3か月以内のもの
 - ◆法人の場合
 - ①登記事項証明書の写し ※発行後3ヶ月以内のもの
 - ②誓約書(様式2、3)
 - ③納税を証明する書類
 - 住民登録が町内:納税確認同意書(様式7)
 - 住民登録が町外:市町村税に滞納のない旨の証明書※発行後3か月以内のもの
 - ◆提出部数 各1部

(7) 注意事項：申請に係る書類に記入誤り又は不備があると、申請を無効とする場合がある。

6 開札等について

- (1) 開札は非公開で行う。
- (2) 有効な見積書を提出した者のうち、最低売却価格以上で最高価格のものをもって落札者と決定する。
- (3) 落札となる同価格の見積者が2名以上いる場合、開札の立会人にくじを引かせ落札者を決定する。
- (4) 落札者のみ電話にて通知する。

7 見積合せの無効

- (1) 見積合せに参加する者に必要な資格を有しない者のした見積合せ
- (2) 見積合せについて不正の行為があった場合
- (3) 同一人がした2以上の見積合せ
- (4) 見積書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、もしくは不明な見積合せ
- (5) 最低売却価格を下回る金額での見積合せ
- (6) 前各号のほか見積合せ条件に違反した場合

8 契約の締結及び売買代金の納付方法等

- (1) 売買代金は、落札金額に消費税額を加えた金額とする。
- (2) 落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結すること。
- (3) 売買契約書の名義人（買受人）は、町有公用車の見積合せ参加申請書に記載された申請者名とすること。
- (4) 落札者は、町が発行する納入通知書により、契約締結の日を含めて7日以内に納付すること。
- (5) 期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となる。

9 所有権の移転及び引渡し

- (1) 売買代金の支払いが行われたときに売買物件の所有権が移転する。
- (2) 物件引渡し後、町有公用車受領書（様式6）を提出すること。
- (3) 売買代金の全額納付確認後、売払い物件を現状のまま引き渡すものとし、引渡し後の隠れた瑕疵等について、南幌町は担保責任を負わない。
- (4) 売買代金の全額納付後、買受人において速やかに名義変更の手続きを行うこと。手続きに必要な費用は、全て買受人の負担とする。名義変更後は、速やかに変更を証する書類を南幌町に提出すること。
- (5) 引き渡し後の車両の移動については、買受人の責任で行うこと。車両の移動に関わる必要な経費については買受人の負担とする。

10 契約内容

契約書の内容は別途配付

11 問い合わせ先

南幌町役場 総務課財務係

住所：〒069-0292

北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

TEL：011-398-7012